

広報かるまい お知らせ版 397号 ①

毎月第2・第4水曜日発行
全世界帯配布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

国民年金保険料免除申請を受け付けています

所得が一定以下の方で納付の困難な方は、保険料の免除が受けられます。

■免除となる所得の目安

世帯構成	全額免除	3/4免除	半額免除	1/4免除
4人世帯	172万円	240万円	292万円	345万円
夫婦2人世帯	102万円	152万円	205万円	257万円
単身世帯	67万円	103万円	151万円	199万円

■令和3年度の月額保険料（基準額16,610円/月）

免除種類	免除が承認された場合の納付額	年金受取時に反映される割合
全額免除制度	0円	年金額の2分の1
4分の3免除	4,150円	年金額の8分の5
半額免除	8,310円	年金額の4分の3
4分の1免除	12,460円	年金額の8分の7

※保険料の一部を納付しないと、その期間の「一部免除」が無効（未納と同じ状態）になりますので、将来の老齢基礎年金や、障害や死亡など不測の事態にも年金が受け取れない場合があります。

■免除された保険料は追納できます

免除または、猶予された保険料については、10年以内であれば後から納付することができ、納付すると将来受け取る年金額は減少しません。

※3年度目以降に納付する場合には、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

■免除・猶予には次の制度もあります

- ①納付猶予制度 50歳未満の方（所得審査有り）
- ②学生納付特例制度 学生の方（所得審査有り）
- ③法定免除 2級以上の障害年金受給権者
生活保護法の生活扶助受給者

■免除対象期間の拡大について

過去2年まで遡って申請することができます。遡って申請を希望する方は申請時に窓口でご相談下さい。

■問い合わせ先

二戸年金事務所国民年金課 (☎23-4111)
町民生活課 町民生活担当 (☎46-4734)

町の特産品を活用した商品開発に補助金（2次募集）

町内の特産品・農林畜産物を活用し、地域産業への貢献が期待される新商品の開発、既存商品の改良、販路開拓などの取り組みに対し補助金を交付します。

■交付対象者

町内に住所、本拠地を有する個人事業者（事業者を志向する個人を含む）、法人、会社、その他町長が認める団体

■交付対象事業

次のいずれかに該当する取り組みであること。
※重複して申請することはできません。

事業名	事業内容	交付額
商品開発	・地域資源を活用した商品開発（必須） ・当該商品の販路開拓に係る取組み	20万円以内 （補助率2/3以内）
ブラッシュアップ	・既存商品のブラッシュアップ（必須） ・当該商品の販路開拓に係る取組み	20万円以内 （補助率2/3以内）
販路開拓	・上記を伴わない販路開拓に係る取組み（商談会への参加、販促物の作成等）	10万円以内 （補助率2/3以内）

■応募締切 9月30日（木）まで

■提出書類

- ①交付申請書
（軽米町商品開発等促進事業補助金交付要綱 様式第1号）
- ②事業計画書・事業費積算書
（軽米町商品開発等促進事業補助金交付要綱 様式第2号）
- ③事業に係る見積書

※事業代表者（代理も可）は審査会で事業の説明を行っていただきます。

※様式、要綱、その他ご不明点は、ホームページをご覧ください。
「軽米町ホームページ」→「事業者の方へ」→「軽米町商品開発等促進事業補助金2次募集について」

■書類の提出先・問い合わせ

産業振興課商工観光担当 (☎46-4746)
(FAX 46-2335)

広報かるまい お知らせ版 397号 ②

毎月第2・第4水曜日発行
全世帯配布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

一方的に送られてきた商品は 直ちに処分可能に！

■一方的な送り付け行為への対応3か条

○その1：商品は直ちに処分可能

注文や契約していないにもかかわらず、金銭を得ようとして一方的に送り付けられた商品については、消費者は直ちに処分することができます。

○その2：金銭を請求されても支払い不要

一方的に送られたきた商品を開封や処分しても、金銭の支払いは不要です。相手から支払いを請求されても応じないようにしましょう。

○その3：誤って支払ったらすぐ相談

一方的に送られてきた商品の代金などを請求され、支払い義務があると誤解し、誤って支払ったとしても、金銭の返還を請求することができます。対応に困ったら二戸消費生活センターへ相談しましょう。

一人で悩まずに、ぜひ相談ください。

■問い合わせ先 二戸消費生活センター
平日午前9時～午後4時
(☎23-5800)

マイナポイント申請期間 延長について

今年の4月末までにマイナンバーカードをお申込した方のマイナポイントの申請期間が、9月末から12月末に延長になりました。

4月末までにマイナンバーカードを申請した方で受け取っていない方はお早めにお受け取りください。

マイナポイントを申し込み、令和3年12月末までにチャージや買い物をする事で、上限5,000円分のポイントを受け取ることができます。

マイナポイントの申込支援行っています。申込方法が分からない場合は、町民生活課窓口までお越しください。

■問い合わせ先 総務課 企画担当 (☎46-2111)

寿大学第6回講座

■日 時 9月15日(水) 10:00～11:30

■場 所 ハートフルスポーツランド 多目的広場

■テーマ グラウンドゴルフで汗を流そう！

■講 師 軽米町グラウンドゴルフ協会

※事前の申し込みは不要です。

○ご来場の際にはマスクの着用をお願いします。

○動きやすい服装で、タオル、飲み物をお持ちになってご参加ください。

○雨天時は町民体育館でニュースポーツを行います。上履きをご持参ください。

○役場からハートフルまで、送迎バスを運行します。

ご利用の方は、9:30までに役場玄関前にお集まりください。

■問い合わせ先

教育委員会事務局 生涯学習担当 (☎46-4744)

岩手県省エネ住宅 相談窓口について（お知らせ）

岩手県では、暮らしにおける省エネルギー化を図るため、省エネ住宅に関する相談窓口を設置しています。

住宅（新築・リフォーム）や日常生活の省エネ化について、建築士等の専門家による相談を実施しています。

相談は無料で、WEB・電話・窓口相談を行っています。

住宅に限らず、店舗や事務所等の省エネ化についてもご相談いただけます。

詳しくは、一般財団法人岩手県建築

住宅センターまでお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

※ホームページへは、右のQRコードからアクセスできます。



■問い合わせ先

岩手県環境生活部環境生活企画室
(☎019-629-5273)

一般財団法人岩手県建築住宅センター
(☎019-623-4420)

年金委員制度のご案内

日本年金機構では、公的年金制度と国民の皆さまとの橋渡し役を担っていただき、年金委員を募集しております。

年金委員は厚生労働大臣の委嘱により、会社や地域において公的年金制度の啓発・相談・助言などの活動を行う民間協力員です。

活動内容は、自治体や町内会での公的年金関連のパンフレットの配布や近隣の皆さまへの各種手続きの助言・相談です。活動に係る経費は日本年金機構が全額負担し、年金制度改正等の研修会に無料で参加することができます。

公的年金制度について広く国民の皆さまに知っていただく活動にご協力いただける方をお待ちしております。

■問い合わせ先

二戸年金事務所 (☎0195-23-4111)

認知症相談室開催について

9月は、世界アルツハイマー月間です。それにちなんで軽米町では認知症に関する相談室を9月限定で開催することにしました。下記の日程、場所で開催されますので、物忘れや認知症に関する悩みや相談がある方は是非お越しください。

■開催日 9月6日(月)、9月17日(金)
9月29日(水)

■場 所 軽米町物産交流館 待合室内

■時 間 午前9:30～11:30 (いずれの日もおなじ)

■問い合わせ先

軽米町地域包括支援センター (☎46-3906)

軽米町役場健康福祉課福祉担当 (☎46-4736)
(FAX48-1061)

県立軽米病院からのお知らせ

～「発熱・咳など」の際の受診時の注意事項について～

新型コロナウイルス感染症予防対策のため、発熱・せきなどの症状があつて受診する場合は、受診する前に必ず電話で相談してください。

事前連絡なしで直接受診することは控えてください。

新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐために皆様のご協力をお願いします。

■問い合わせ先

県立軽米病院 (☎46-2411)

粗大ごみ等収集に関するお願い

現在、二戸クリーンセンターの焼却施設の改修に伴い、1辺が1.8mを超える粗大ごみの収集を中止しています。

ただし、布団・毛布・じゅうたん・ござ、ブルーシート等については、50cm四方以下に裁断し、燃えるごみ用のごみ袋に入れた場合は燃えるごみとして収集します。

収集中止期間中に処分したい方は、いわて第2クリーンセンター(九戸村)へご自身で持ち込んでいただくようお願いいたします。

なお、処分には手数料がかかります。(1kg当たり税別50円) ご不便をおかけしますが皆様のご理解とご協力をお願いします。

■問い合わせ先

町民生活課 町民生活担当
(☎46-4734)

いわて第2クリーンセンター
(☎0195-42-4085)

令和3年度軽米町敬老会 中止のお知らせ

毎年開催しております軽米町敬老会について、国内外で新型コロナウイルスの感染者が増加の一途をたどり、事態収束の見通しが立たないことから、令和3年度軽米町敬老会を中止することとしました。

なお、今年度「米寿(満88歳)」、「傘寿(満79歳)」を迎える方には、9月中旬頃に記念品等を配布いたします。対象者の方々の感染予防と安全を最優先に考えての決定ですのでご理解いただきますようお願い申し上げます。

■問い合わせ先

軽米町役場健康福祉課 福祉担当 (☎46-4736)

蔵書点検に伴う休館のお知らせ

■休館期間 9月14日(火)～16日(木)

休館期間中の返却は、玄関前の返却ポストをご利用ください。

なお、インターネットからの蔵書検索、予約は可能です。ご不便をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いします。

■問い合わせ先

軽米町立図書館 (☎46-4333)